

別府（横灘）の江戸時代

複雑な支配の移り変わり

入江 秀利

江戸時代の別府地域は、大部分が幕府領で一部に森藩久留島領があった。一時期、萩原氏や旗本の筑紫氏の知行地や松平忠直（一伯）の賄地となった村々もあるが、それらは幕府領から一時割譲された。

（府内領や日出領の村で近代になって別府市に編入された地域については、項を改める）

一、太閤蔵入地

大友氏の所領であった豊後一国は、文禄二年（一五九三）五月、豊臣秀吉が大友（義）吉統を平壤で敵前逃亡したという理由で改易にし直轄地にした。以前から秀吉は豊穰な豊後国を朝鮮出兵の食糧供給地とし、戦後に大名の恩賞地とするために「蔵入地」とする目論見があったと言われている。

豊後を没収した秀吉は同年六月、鳥取城主宮部法印繼潤（桂俊）に玖珠・日田・国東・速見四郡の検地を命じた。宮部法印が検地奉行となって検地した四郡は「蔵入地」になって、宮部法印自身が代官となって暫く支配した。

一方、大分・直入・大野・海部の四郡は、大聖寺城主山口玄蕃頭（允）が検地して、同じく「蔵入地」になり秀吉の馬回衆がそれぞれ代官に取り立てられた。

その頃、別府市域には、
竈門・鶴見・石垣・別符（別府）・浜脇・小野小平・由布院郷に属する東山の集落があった。

宮部法印以後の四郡の支配者は、諸説によって異なるが「恩栄祿」によれば、翌年の文禄三年に森（毛利）高政が秀吉に命じられて玖珠・日田郡の知行主となり、宮

部法印に替わって速見郡の代官を兼務した。

また、竈門庄龜川村の「御名代々書附」によると、

一、宮部法印是淨坊

公領代官

一、森伊勢守

公領代官

と書かれている。いずれにしても別府の村々は、慶長五年（一六〇〇）二月に細川忠興の領地になるまでは「蔵入地」であったと考えられる。

二、分割された村々

細川領の時代（慶長の頃）

慶長三年に豊臣秀吉が大坂で没すると、中央政権は徳川家康を中心とする加藤清正や福島正則などの武断派大名と石田三成の対立があらわになってきた。

徳川家康は、秀吉の旧臣で豊後に所領を持つ諸大名を牽制するために、慶長五年五月、丹後宮津十二万石の城主細川忠興に「速見郡・由布院郷」六万石を加増して木付（杵築）城を与えた。忠興は、早速家老の松井佐渡守康之・有吉立行両名と二十一騎雑兵二百人を木付に遣わした。松井らは黒田如水・加藤清正と連携して豊後國の

備えを固めた。

細川忠興は関が原の役や石垣原合戦の論功行賞により、豊前一国と豊後のうち国東・速見二郡、三九万九〇〇石に加増されて、慶長五年十一月丹後から転封して中津に居城を移した。翌、慶長六年に松井康之、興長父子は忠興より国東・速見の二郡二万五千余石を与えられて木付城を預けられ、知行地の外に速見郡の蔵入地一万千余石の代官に任せられた。その後、蔵入地であった別府地域は代官松井興長の支配地になった。

慶長六年の春、細川忠興の義弟木下延俊が、忠興の助力で細川氏の領地を除く速見郡日出三万石を与えられ、陽谷城を築いて日出藩を起こした。

木下延俊の『慶長十八年日記』に江戸時代初期の別府の様子を散見することができる。

「廿二日 ……八つ時分に船にて別府へ御起しなされ候。

日暮れにお着船、夜に入り湯へ御入りなされ候。

廿三日 天気よく候。朝湯へ御入りなされ、御膳過ぎ

野へお出なされ野にて雲雀あまた取り申し候。御く

り矢も遊ばされ候。

廿五日　：朝御膳過ぎ候て野にお出なされ、御くり矢も遊ばされ候。さね(実)盛と申す虫おくり候ところもご覧られ候。：。

廿七日　今日も曇り申し候。：湯へも五度御入り候。

廿八日　今日は天気よく候。湯へも二度御入り候。別府よりお帰りとて一段いそがわしく御入り候。：。

延俊は別府村惣庄屋の堀家に逗留したのである。當時の別府にはくり矢を射たり、雲雀を狩猟できる原野が人家の近くまで広がっていたのであろうか。別府村には延俊が虫おくりの実盛祭を見物するなど長閑な田園風景があった。逗留の間、毎日のように百姓衆のご機嫌伺いがあったことは言うまでもない。

慶長六年、木下延俊の入部と同じ年に、久留島康親が玖珠一郡と日田・速見二郡の一部を与えられて玖珠に入部した。久留島氏の領地となった速見郡の一部には、別府の鶴見と豊岡の辻間・頭成があった。鶴見のはちに北中村と原中村の二村にわかれたが、いずれも直江一族が庄屋になって明治まで続いた。

鶴見の北中・原中両村は、北は八川(平田川)が鉄輪

村の境界で、東は小倉街道が石垣村の境となり、南は境川が別府・朝見・立石村の境になる地域で、小倉や石垣原を含む別府市域の西部一帯を占めていた。

『松井家譜』に慶長五年頃の石垣原(原中村)は

「：南下がりに一里の野中と申し候得とも、長く相見へ横は実相寺山、立石の間二十町もこれあるべく候。此野は草短く繩を張りたるごとく縦横十字に荊棘生じ土地の高下これあり　石高の地にて足場悪敷御座候」と書かれている。

また、被川(春木川)の流れに沿った「延喜式内社鶴見社(火男火売神社) 神領十五町余」の地域は豊かな北中村の集落があった。

鶴見(北中・原中)村は森藩の領地で明治維新まで頭成代官(所)の支配を受けた。

慶長の終わり頃、立石村千石は細川忠興の甥萩原兼従の領地になった。兼従は吉田家に嫁いだ忠興の妹の子で、成人して祖父の萩原氏を継いで従五位を授けられ豊国神社の社職となった人である。兼従は京都に在住して立石村には代官を派遣した。現在も堀田に代官屋敷の跡が

残っている。

立石村は境川の南岸と丘陵地一帯で、石垣原の合戦では大友義統が本陣とした場所である。立石村は高千石と言われたが、実際は境川の氾濫で石砂入地が多く実高は五百六十余石であったと言われる。

立石村の萩原氏の知行は、寛永九年（一六三二）、細川氏が熊本に転封になった後も続き、嫡子の從三位員從に引き継がれたが、宝永七年、員從の死とともに幕府に公収された。幕府領（御料）になった。

竈門・別符（府）・石垣・浜脇・小野小平・東山

松井氏代官地 慶長五年より寛永九年

鶴見 久留島康親領地 慶長六年より慶応四年

立石 萩原兼從領地 慶長末年より宝永七年

元和・寛永の頃

元和二年（一六一六）、大阪の陣の論功行賞で、大垣城主石川忠総（五万石）が二万石の加増されて日田に転封されてきた。所領は、日田・玖珠・速見郡の三郡であ

る。速見郡の領地としては竈門庄が当てられた。竈門庄は後の小浦・小坂・亀川・竈門・古市・平田・野田の七村が含まれていた。

この頃の別府の事情を伝えるものに「豊後国速見郡之内御藏納横灘人畜御改之帳（元和八年）」がある。松井興長が代官時代の帳簿である。当時から現代の別府一帯は横灘と呼ばれていたことが分る。

○別符村 高六百四拾九石式斗四升四合三勺式才

惣庄屋 助丞 小庄屋 甚衛門

男女合四百壹人 牛七拾疋 馬式拾七疋

○石垣村 高七百七拾壹石六斗三合四勺壹才

小庄屋 孫兵衛

男女合式百九拾三人 牛八拾壹疋 馬七疋

○濱脇村 高八百壹石五斗式合三勺壹才

小庄屋 善左衛門 小庄屋 傳衛門尉

男女合式百九拾六人 牛五拾七疋 馬四疋

○小野小平村 高九拾壹石五斗壹升六合七勺

小庄屋 喜左衛門尉

男女合三拾三人 牛七疋 馬貳疋

惣高合式千三百拾三石八斗六升六合勺勺壹才

男女惣合千貳拾三人

牛貳百拾五疋 馬四拾疋

百姓、名子・下男・下女の外に水夫・鍛冶

一向僧・鉢開などあり

元和八年六月

惣庄屋

井上六右衛門殿

別府助丞(花押)

細川氏の地方組織は「手永」制度で、数か村を束ねる惣庄屋をおいた。横灘地方で豪農の別符村の助之丞(堀家)が惣庄屋を命じられて四ヶ村を束ねる立場にあった。一般の村では小庄屋が頭百姓の手助けをえて小百姓を統制していた。

惣庄屋助丞家は、助丞と女房に男子三人、下男七人、下女五人と名子三家族の二十三人の大所帯で、ほかに牛五疋・馬二疋が飼われていた。

寛永十四年(一六三七)の島原の乱をきっかけに切支丹の弾圧が激しくなり、別府の切支丹も次第に影を潜めて

いった。別府に残されたキリシタン塔には寛永十年代のものが多い。塔の分布の密度からみるとキリシタン信仰は大分郡の庄内・狭間方面から西南山間部にある小野小平(枝郷)や濱脇や田野口村をへて石垣方面へ広がったようである。文書史料では慶長十九年、濱脇の崇福寺の僧玄香が提出したころび(転宗)証文がある。

また、小坂村には貞享二年(一六八五)に書かれた全村民が血判した「天罰起請文」が残されている。この証文は前半に日本誓詞、後半に南蛮誓詞が書かれたもので、南蛮誓詞の一部には

「一、上目(見かけ)をばころび、心中に切支丹の宗旨
少もあい含み申す間敷候」

「一、何国よりはてれん(パテレン)来たり、こんひさ
ん(告白)のすすめをなすというも妄念をおこし同
心仕り間敷候」

という文言がある。おそらく当時は別府の村々にも切支丹ことばが日常的に使われ、信仰を捨てるために役人から何度も「天罰起請文」を書かされていたに違いない。

元和九年(一六三三)五月、越前北庄六十八万石の大

名松平 忠直(いづづく)が將軍家への不満から不行跡が重なり、府内藩竹中氏のもとへ流配るはいになった。幕府は府内藩に「目付」をおいて嚴重に監視した。忠直卿の賄地まかないちとして大分郡と速見郡の北石垣・鉄輪二村を含む十二ヶ村五千石が与えられた。賄地は慶安二年(一六五〇)に忠直が死去するまで二十七年間続いた。この賄地が後に石垣村を南北に分割するきっかけとなったとされる。ちなみに、鶴見社の境内にある熊野権現社は、忠直が配所の津守に鎮座する権現社を勧請かんじようして温泉地の繁栄を祈ったといわれている。

寛永四年(一六二七)、南石垣・別府・濱脇・小野小平の四ヶ村が旗本筑紫主水正広門もんとしのしょうひろかどの知行地になった。

筑紫氏のもと筑前の豪族で、関が原の役では西軍について敗走し浪人になって肥後に住んでいた。広門の妻が細川忠興の弟の娘であったので、広門は忠興の口添えで家康に謝罪して許されたと言われる。大阪の陣で広門は徳川家康に従って攻城軍に加わったので旗本に取り立てられ、速見郡横灘に知行地を与えられたのである。忠興のとりなしであることは言うまでもない。

正保三年(一六四六)に広門の弟右近信門のぶかどが跡を継いだ。慶安二年(一六四九)に別府村と濱脇村が松原濱で村境争論を起こした時に、知行主であった筑紫右近が、別府村の理を認めたと解決した裁許状が残っている。

延宝六年(一六七八)、筑紫信門(右近)が知行を返し、四ヶ村は再び公収されて幕府領になった。

慶長七年(一六〇二)、細川忠興は、小倉城が竣工すると中津から小倉に移った。

松井興長は、元和元年の一国一城令で木付城が廃城になったので、小倉屋敷に転居することになった。しかし、国東・速見二郡の領地と横灘の幕府領については引き続き続いて代官を命じられた。

この頃の別府村の様子を興長の書簡に見ることができ

る。

「… 然らば、今ごろは、鶉うすがふけり(囀る)申す時分に候間、其の元の鶉なきがけにめされて(鳴き始めに捕らえて)一ツ二ツ給うべく候。成るほどの声をえらび候て、給うべく候。頼み申すことに候。

六月七日

式部

興長（花押）

別府村 兵衛殿

まゐる

寛永の頃、大名の間に鶉が愛玩あんがんされて、互いに端整たんせいで精悍せいかんな鳥姿と鳴き声の優劣を競っていたのであろう。この書簡は、小倉から興長が別府村の兵衛に鶉の無心をしたものである。別府村の山野には野生の鶉が棲息せいそくしていたのである。今ひとつ、

「…お萬さま からねこのうつくしきを殊のほか御ほしがり候えば、其の元にもせいで（精）を入れあい尋ね候て給うべく候。其の為に申し候。恐惶謹言

十一月十八日

式部

興長（花押）

別府村助丞どのへ

お萬は忠興の末娘（ガラシャの娘）である。からねこ（唐猫）とはおそらく洋猫のことで、別府助丞はそれが入手できるほどの人物であったと思われる。

細川忠利は、寛永九年（一六三二）熊本に転封なり、横灘（別府）の村々は日田代官所の直轄地になった。こ

の後もかつての細川時代の領民支配形態であった「手水制度」が名残をとどめ、横灘十七カ村は北組十一ヶ村・南組六ヶ村のグループに分けられて維新まで続いた。

日田城主で竈門庄を支配していた石川忠総は、寛永十年（一六三三）に下総国佐倉に転封した。竈門庄は、同年細川に代わって約一年間、木付城主になった小笠原忠知が忠総に代わって預かることになった。

寛永十一年、丹波国龜山城主松平（大給）将監忠昭が、速見・大分・直入・玖珠四郡の内二万石余に封ぜられて龜川村に入部した。忠昭はかつての石川忠総の知行地であった竈門庄を小笠原氏から引き継いだことになる。忠昭は、龜川の信行寺かその周辺に館を構えて一年半在陣し、翌年十二年、大分郡の中津留に転陣した。龜川滞在中を龜川藩と呼ぶ向きもあるが、龜川は仮住の地で、ここで立藩したとは言いがたい。

竈門庄 石川忠総代官 元和二年より寛永十年

北石垣村・鉄繪村

松平忠直賄地 元和九年より慶安二年

南石垣・別府・濱脇

筑紫広門旗本知行地 寛永四年より宝永六年

竈門庄 木付藩小笠原忠知行地

寛永十年より翌年

竈門庄 府内藩松平忠昭知行地

寛永十一年より元治元年

三、日田代官所直轄領（御料）

固定した幕府領の村

寛永十年、細川忠利が小倉から熊本に転封すると、興

長が預かっていた由布院郷の村々（東山を含む）は日田

代官所の直轄地（御料）になった。また、石川忠総の旧

領日田も御料になった。

寛永十六年（一六三九）には、代官の小川藤左衛門と

小川九左衛門が改めて永山城に永山布政所を設置して、

次々と大名預所を日田代官所の直轄領（御料）に組み込

んでいった。

いっぽう、松平忠昭は、寛永十九年に水害を受けやす

い中津留から高松に移転した。万治元年（一六六〇）府

内城主日根野氏に嫡子がなく御家断絶して廃藩になると、忠昭は遺領二万石を引き継ぐことになり高松から府内城に入った。このとき、忠昭の旧領高松近辺の村々は幕府領に接収された。

したがって日田代官は高松の松平忠昭の旧館に高松布政所（高松役所・高松陣屋）を設置して、国東・速見・大分郡の幕府領を管轄するようにした。当然ながら忠昭の旧領であった竈門庄の村々も公収されて高松布政所（代官所）の直轄地になった。

慶安二年（一六五〇）、松平忠直の死去にともない、賄地の北石垣・鉄輪両村ががもとのように幕府領になった。

ついで、延宝六年（一六七八）、筑紫右近信門が蔵米取になって知行地を幕府に返したので、濱脇・別府・南石垣三カ村のが公収されて御料になった。

くだって、宝永七年（一七一〇）、萩原従三位員従が死去して立石村も公収されて御料に加わった。

この年をもって森藩久留島領の鶴見を除く別府地域の全村が幕府領（御料）になった。

速見・大分郡の幕府領の村名を上げると、

木付筋 中・末守・生桑・野田・真那井

横灘筋

〔北組〕小浦・小坂・古市・内竈門・亀川・平田・

野田・北鉄輪・南鉄輪・北石垣・中石垣

〔南組〕南石垣・別府・朝見・濱脇・田野口・立石

(鶴見北中村・鶴見原中村は森藩領)

由布院筋

(東山) 山野口・捏山・椿・東畑

(由布院) 塚原・天間・並柳・若杉・岩原・原山

温湯・荒木・石武・光永・内徳野・山浦

大分筋 高松・原・今三川・乙津・松岡・真宣・安

田・百木・赤仁田・光吉・長野

の四十八カ村である。

由布院郷 日田直轄領 万治元年より寛政十一年

竈門庄 日田直轄領(幕府領)

元治元年より寛政十一年北

石垣村・(南北)鉄輪村

日田直轄領 慶安二年より寛政十一年

南石垣村・別府村・濱脇村(田野口・朝見)

日田直轄領 延宝六年より寛政十一年

立石村 日田直轄領 宝永七年より寛政十一年

豊前・豊後七万石の御料支配は、代官小川藤左衛門・

小川九左衛門が日田の永山布政所に在陣して行い、大分・

速見・国東三郡の御料の支配は高松役所がそれぞれ支配

することになった。

幕府領代官の職務の主なものを要約すると。

一、宗門改めを実施して宗門人別帳を提出させる。五人

組帳を提出させて戸口を統計して江戸勘定奉行に上

申す。

一、村ごとに年貢率を決定して年貢を割り付け、年貢を

徴収する。

一、河川の堤防など整備して治水工事を行う。

一、街道や往還を整備する。

一、貯穀の郷蔵を点検して天災地変の時窮民を救済する。

一、窮民の救済、孝子貞婦を褒賞して民生の安定を図る。

一、産業を振興し生産を向上させる。

一、治安を維持し、訴訟を審判する。

などで、勘定奉行の出先機関として公租の徴収と民生の安定をはかることが主な職務であった。

短期大名支配

寛文五年（一六六五）、年貢の負担に不満をもった日田郡の百姓が、代官の不正を追及する訴訟を起こして騒動を起こした。その責任をとって代官の小川氏が更迭され、熊本藩の細川越中守綱利の大名預地になった。したがって横灘（別府）と東山の村々は、細川綱利の御預所になった。このとき、綱利は御預所庄屋二名をわざわざ熊本に招いた。

「…熊本国主細川越中守綱利、速見郡の幕領を預り、郡内より庄屋職三名を選び熊本城に召す。真那井村久左衛門・鉄輪四郎・亀川与三兵衛選ばれ、綱利に謁し饗応に預かり帰る。」

しかし熊本藩預は翌六年に終って、新代官山田清左衛門や竹内三郎兵衛が江戸より入部した。二代官は御料を

二分して山田が日田永山布政所に竹内が高松布政所に入った。別府市域は二年で再び代官支配になった。

天和二年（一六八二）に起こった越後騒動（高田藩松平氏の継嗣事件）にさいして將軍綱吉は大名の統制を引き締めて幕府の権力を強化しようとした。綱吉は九州諸大名の統制をはかるために、姫路城主松平直矩を日田永山城に移して七万石の親藩領を成立させた。日田藩立藩によって、横灘と東山は他の御料とともに、貞享三年（一六八六）までの四年間日田藩松平直矩の私領になった。やがて貞享四年、直矩が出羽山形に転封するに及び、日田松平領は旧に復して御料になり、小川藤左衛門（日田在陣）・小野長左衛門（高松在陣）が再び代官になって入部した。

寛保二年から延享四年まで五年間玖珠・速見・国東三郡三万二〇〇石が小倉藩小笠原忠基の大名預地になるまでの五十五年間、村々もようやく大名支配を離れて日田や高松代官の安定した政治が続いた。

代官の支配

亀川村に残る「御名代々書附」によると、先に述べた寛保二年（一七四二）、玖珠・速見・国東三郡の御料が小倉藩小笠原右近将監忠基の大名預所になるまでは、小川藤左衛門・三田次郎右衛門・小長谷勘左衛門・室七郎左衛門・南条金左衛門・池田喜八郎・増田太兵衛・岡田庄太夫などが代官になって統治した。

岡田庄太夫は、享保十九年（一七三四）豊後・豊前・日向・筑前の幕府領十四万石の代官に赴任して日田にはいった。岡田は將軍吉宗の定免法（年貢の徴収法）を領民に強制し、百姓の抵抗を抑えて年貢の増徴をはかるなど改革政治（享保の改革）を断行したので日田郡では、騒擾事件が起こった。しかし、岡田庄太夫は横灘地方の記録によれば極めて農民よりである。内竈門村の竈門村では北組の五穀豊穡を祈って風鎮祭を催したり、小浦村では、岡田が庄屋脇義助の善政を勘定奉行に報告したので褒賞金が下賜された。竈門社の境内には、享保十九年に、岡田が寄進した石灯籠が残っている。

当時の別府村のありさまを貝原益軒は、『豊国紀行』

（元禄七年・一六九四）は次のように述べている。

「○別府は石垣村の南にあり。町有り、民家五百軒ばかり、民家の宅中に温泉十カ所有り。いづれもきよし。庄屋の宅中にあるは、ことにいさぎよし。凡そ此の地の温泉は他邦にまさりて清く和なり。家々に多きゆえ其の館にやどれる客の外に浴する者なし。ゆえに浴数も時刻も客の心に任せて自由なり。他の温泉のかまびすしく騒がしきにならず、傍らに懸樋の水ありて温熱心に任せて増減しやすし。

：町半ばに川（流川）あり、東へ流る。この川に温泉湧出す。其の下流に朝夕里の男女浴す。また、海中に温泉いず。潮干ぬれば浴するもの多し。塩湯なればことに浴病を治すという。：：」。

小長谷勘左衛門治世下に長閑な湯場宿があった。

この頃野田村で豊後明礬の生産がはじまった。明礬は主に染色の触媒に用いられていたが、清国から輸入される安価な唐明礬と競争ができず生産も伸び悩んでいた。享保二十年（一七三五）、生産者の脇義助は幕府に願ひ出て唐明礬の輸入を禁じ、江戸と大阪に明礬会所を

設けて幕府の専売品として全国に販売することを許された。これには日田代官岡田庄太夫の援助があったことは言うまでもない。

宝暦八年には代官揖斐十太夫の後ろ盾で、明礬会所は江戸・大坂に京都と堺を加えて四カ所になり、明礬の生産と販売を独占するようになった。

横灘 細川綱利預所

寛文五年より寛文六年

松平直矩知行地

天和二年より貞享三年

小笠原忠基預所

寛保二年より延享四年

西国筋郡代の村

日田代官所の直轄領は、約十五万石を越えたので、明幕府の方針に従って和四年（一七六七）、代官揖斐十太夫は関東・美濃両郡代に続いて西国筋郡代に昇格した。翌五年には天草代官を兼帯したので、総高は約十七万石を超えた。

やがて、寛政五年に支配地が拡大化すると、日田役所と高松役所に分割され、高松役所には代官荻原弥五郎が

入部した。高松役所は大分・速見両郡と日向などの幕府領六万石を支配するようになった。

揖斐十太夫の支配のとき、西国筋郡代の威光を示す大事件が起こった。濱脇村の枝郷赤松と府内藩の田ノ浦村との境界をめぐる錢瓶石騒動である。

宝暦十一年（一七六一）三月、幕府巡見使の下向を機に年来の境界問題を一挙に解決しようとして御料赤松の百姓が、府内藩の道造奉行と田ノ浦村の百姓を襲って傷を負わせた事件である。府内藩は巡見使の通行後に西国筋郡代と交渉して解決する事を望んでいたが、揖斐が勘定奉行に幕府領に対する私領の騷擾事件として上訴した。事件は幕府評定所に持ち込まれて、きびしい吟味の末、府内藩主近形は逼塞、家老以下関係者は御預ヶ押込、赤松百姓八人は遠島の処分を受けた。

事件の結末が幕府領の百姓に甘い評定であったので、幕府領の農民は「御料風を吹かす」などと言われるようになった。錢瓶石騒動は西国筋郡代のもとで起こった最初で最後の大事件であった。

また、いち早く薩摩芋の栽培が始まった。このことに

ついで次の右文書が中石垣村に残っている。

「 覚

九反忝畝拾三步

右は薩摩芋植付け仕りたき分反別あい改め書付差上

申し候ところ相違無御座候

速見郡中石垣村庄屋 庄左衛門

同村組頭 長右衛門

丑十月(享保十八年)

(以下略)

高松役所

薩摩芋の栽培は、青木昆陽が救荒作物として幕府に進言し、吉宗が食料政策として奨励したことはよく知られている。享保十七年は、稲の害虫浮塵子の異常発生で西日本全域が大飢饉に見舞われた。横灘の村々も例外でなかった。飢饉に苦しんだ中石垣村はさっそく薩摩芋の作付けを役所に願ひ出て翌年より栽培を実施している。横灘の村々で早く薩摩芋の栽培が始まったのは、中石垣村が幕府領であったからに他ならない。同村には他に二通薩摩芋栽培に関する貴重な文書が残っている。

この頃、村々の人口構成を寛延元年(一七四八)の便

覧で見ると次のようである。

村名	戸数	人口
小浦村	五三	二七二
小坂村	八四	五九三
古市村	七四	三五四
内竈門村	一一六	七七四
野田村	八六	四四一
北鉄輪村	四一	二五四
南鉄輪村	七二	四二七
亀川村	一一一	五四五
平田村	八九	三九七
北石垣村	一一一	八八三
中石垣村	不明	三五八
南石垣村	七七	四〇九
別府村	一五五	一五三八
濱脇村	一五二	一一六三
田野口村	六七	五四五
朝見村	六二	六一九
立石村	一〇六	七六一

四、島原藩預所

別府（横灘）の村々

総高六万二〇〇〇石余に達する高松役所の支配地は、いわば岡藩に次ぐ大藩である。この幕府領を代官ほかわずかな人数の役人で統治するのは並々ならぬものがあった。

幕府は寛政十一年（一七九九）、全直轄領を日田役所の支配下に置き、大分・速見二郡の約一万五〇〇〇石の幕府領を島原藩松平主殿頭忠馮（たのものがみただより）に預けた。以後大分・速見二郡の幕府領は、慶応三年に熊本藩預所になるまでほぼ七十年間、島原藩の代官が高松役所に詰めて支配した。寛政十一年、高松代官から島原藩預所に移った当時の別府の村高と村役人は次のようである。

○ 一 高五百拾八石七斗八升九合

小坂村

高倉 庄屋 冶

与頭 五人

庵 海門寺跡也

○ 一 高百六拾石七斗八升九合

古市村

高橋 庄屋 八郎兵衛

与頭 二人

○ 一 高五百九拾石九斗九升七合

内竈門村

吉良 庄屋 倅茂平治

組頭 五人

○ 一 高五拾五石七斗六升四合

横灘筋北組 小浦村

脇谷 庄屋 美津次

与頭 二人

出湯式ヶ所 湯治なし

真言・神宮寺 一向・西念寺（さいねんじ） 同・真徳寺

○ 一 高三百九拾八石七斗七升壹合

野田村

後藤 庄屋 房右衛門

倅 逸平

与頭 三人

明礬山あり

浄土・長泉寺

○ 一 高貳百三拾七石五斗五升五合

北鉄輪村

庄屋 野田ヨリ兼帯せんたい

組頭 式人

出湯六ヶ所 湯治人あり

石風呂一ヶ所 諸病によし

地獄五ヶ所 麻・いちび赤米あかこめ杯蒸物致候

○ 一 高三百四拾九石三斗七升壹合

南鉄輪村

佐藤 庄屋 四郎右衛門

倅 倉八

与頭 四人

観音・薬師庵

時宗・松寿庵

是ハ除地高外之空地也 藤澤遊行之古跡湯

湯瀧山松寿寺と申伝候

石風呂 遊行一遍上人開基と申伝候所々ところ

湯治人あり 八月廿三日上人の御忌

と申薬師庵ニ而て仏事供養あり

出湯四ヶ所あり

○ 一 高三百廿九石九斗七升貳合

平田村

庄屋 亀川ヨリ兼帯

組頭 五人

出湯あり 湯治人なし 潮湯也

禅・黄檗山瑞光院観音寺

○ 一 高百三拾式石九斗二升

龜川村

高橋 庄屋 与三郎

倅 与一郎

組頭 九人

出湯九ヶ所

湯坪廿一ヶ所 内七ヶ所湯坪之底る涌拾五ヶ所

水出ニ而取越湯坪仕立候

湯治人あり 打身・カツケ・中風・怪我ニよし

潮湯 汐千居候内致湯治候

養徳寺 自応寺二ヶ所共釈迦堂

清涼庵 貞心庵

浄土・信行寺 一向・西光寺

○ 一 高八百三拾壹石式斗壹升四合

北石垣村

吉富 庄屋 嘉兵衛

組頭 四人

○ 禪・曹源寺 一向・宝蓮寺

○ 一 高式百八拾五石式斗壹升八合

中石垣村

矢田 庄屋 勝吉

与頭 四人

一向・圓正寺 忠専寺

拾壹ヶ村

○ 一 高六百五拾五石式斗七升三合

横灘筋南組 南石垣村

矢田 庄屋 金右衛門

倅 万之助

組頭 六人

禪・宝泉寺

○ 高千石

立石村

古屋 庄屋 熊八

濱脇ヨリ後見

組頭 六人

真言・行常寺 禪・海雲寺 觀海寺

出湯三ヶ所内 二ヶ所怪我ニよし

一ヶ所ハ病氣ニ利なし

天神

房嶋権現除地なり 萩原三位之事訴状あり

○ 一 高三百四石四斗二升壹合

朝見村

堀 庄屋 龜右衛門

組頭 六人

禪・真光寺 吉祥寺 行林庵

願約庵 地藏庵

朝見八幡宮 神主神左近

境内 (五拾間 三拾間)

六月廿九日御旅所行幸 即日還御

御旅所別府村松原ニあり

祭禮十月八日

朝見・別府・田野口・濱脇之産神也

出湯式ヶ所 壹ヶ所ハ庄屋居家屋ニあり

○ 一 高九百四拾四石七斗六合

別府村

高倉 庄屋 策左衛門

組頭 拾二人

山城国黄檗山萬福寺末・萬松寺 極楽庵

一向・西法寺

永平寺末・海門寺 安置之秘仏天満宮之御

作十一面觀世音先規ル十七年目ニ開帳致

来寛政十二申年開帳有之

出湯十八ヶ所 何レも諸病ニ利あり

砂湯 汐干候節ハ干瀉ヲ堀候得者沸出候

瀧湯 石風呂

松大木あり(一本松と言海辺也)

六ヶ村

○ 一 高六百六拾九石四斗五合

濱脇村

荒金 庄屋 八郎右衛門

碎 八郎

組頭 十人

○ 一 高四百四拾壹石六斗五升五合

田野口村

荒金 庄屋 益 助

組頭 五人

○ 一 高三百三拾六石七升六合

榑村

庄屋 山野口ヨリ兼帯

組頭 式人

○ 一 高二百一拾三石五斗七升式合

由布院筋 山野口村

溝口 庄屋 権左衛門

碎 九郎治

組頭 六人

○ 一 高四三拾四石七斗五升

一向・常行寺 禅・吉祥寺

○ 一 高四三拾四石七斗五升

榑村

庄屋 山野口ヨリ兼帯

組頭 式人

○ 一 高四三拾四石七斗五升

出湯二ヶ所 濱脇村入会之場所ニあり

近国湯治人あり

禅・長松寺 一向・長覚寺 天台・宝満寺

延岡領御米蔵あり 郡屋菅軒あり

一向東・安樂寺

○ 一 高式百式拾九石式斗九升六合

東畑村

大野 庄屋 健助

与頭 七人

○ 一 高百四拾石六斗六升三合

天間村

庄屋 寿一郎

組頭 三人

西本願寺末・圓正寺

各村の村高は『高松御預所聞書』によるのもであるが、村高には真米の外に赤米（大唐米）の石高も含まれている。赤米は水はけの悪い水田に栽培されていた。米質が悪くて年貢として赤米は排除されていた。年貢は村高に免率をかけて上納し、真米（白米）は現物、赤米は銀代納として相場に応じて銀で上納していた。

赤米栽培の多い村は豊かな村とは言えない。年貢上納

高で真米・赤米が占める割合は次の享和三年（一八〇三）の「御預所御取箇書類」に見ることができる。上段が真米、下段が赤米の上納高である。

小浦	一八石九斗六升六合	一石八斗〇升三合
古市	二四・六・四・五	四三・六・八・四
内竈門	一一四・九・五・二	一〇四・四・五・四
野田	七〇・七・六・三	六五・九・一・三
北鉄輪	五二・二・八・四	三六・八・九・二
南鉄輪	六四・九・七・五	五七・三・六・五
亀川	一・九・一・四	二四・七・八・〇
平田	九・六・八・〇	八四・六・七・三
北石垣	一四・七・四・七	二五三・三・二・八
中石垣	三〇・六・九・〇	八八・九・一・五
南石垣	一七・五・九・三	六九・三・三・五
朝見	六七・四・九・五	三五・六・五・九
別府	四三・〇・四・一	一七三・九・八・五
浜脇	一八二・九・四・五	二〇・三・〇・六
田野口	一一・五・六・七	三五・三・五・四

（赤米を栽培していない村 小坂・立石）

村毎に免（年貢率）が異なるので村対村の比較はできないが、村毎に見ると真米・赤米がほぼ同等に近い村も含めると真米に対して赤米の占める割合が高い村が多いことが分かる。

元文二年（一七三七）巳八月に中石垣村が高松役所に差出した「差上申一札之事」に、

「大唐田 拾六町貳反八畝歩（赤米）

真米田 五町壹反六畝歩 一」

と書かれているので、当時の中石垣村では赤米田が真米田の三倍以上の栽培面積を占めていたことが分かる。

同村の明和二年（一七八二）の「作付御注進之事」は、

「高 二百拾五石六斗九升四合七勺

一田反別 貳拾五町貳反七畝八歩

此訳

五町貳反一畝壹歩 真米田

貳拾町六畝七歩半 赤米田 一」

となっており、赤米田はますます広くなり、真米田の約四倍の広さになっている。

嘉永六年（一八五三）南石垣村の「年貢割付」を見る

と、「真米田 高四拾壹石六斗四升」に対して「赤米田 高 百九拾六石五升三合」で、赤米高が真米高の四、七倍にもなる。

赤米は先に述べたように米質は悪いが、早熟性、耐旱耐湿性、耐虫性にすぐれ、近世になって九州・四国・中国で大々的に栽培されるようになった。先に挙げた「御預所御取箇書類」で赤米田の多い村は湿田の多い海岸部の村に集中している。

寄会所の政治

大名預所（地）とは近隣の大名に管理を依頼された幕府領のことである。預所の執務内容はだいたい幕府領の制度に準じていた。奉行は預主大名の家臣が派遣された。御預所の年貢は奉行が割り当てや徴収を行い幕府の御蔵に納めた。御預所の経費は、預所内の村々から年貢高に依じて徴収した口米（大体一石に三升）が支給されるだけで、幕府からは特別の管理費用を支給されなかった。しかし、幕府領を預かる大名は誇りと責任を強く感じたようである。

速見郡(三十六ヶ村)・大分郡(十一ヶ村)二郡内の幕府領を島原藩の預所にしたのは、島原藩の豊州領(現高田市と宇佐市・安心院町の一部)に近い場所にあるので連携に便であることが一つの理由であったのであろうか。

高松役所は、島原藩から派遣された代官・改役・書役(後に奉行・吟味役・目付・代官・書役)の役人と地元民を取り立てた手代の少人数で、二郡五ヶ筋に分散する村々の支配にあたるのは困難であった。やむを得ず庄屋たちの協力を頼ることが多かった。役所は命令や情報の収集を徹底するために各筋にそれぞれ筋代庄屋を置いた。筋代庄屋は年番で代官所脇にある寄会所に詰めて代官の補佐的な執務にあたった。

文政五年の二郡筋代は次の九人である。それぞれの筋代は固定されてなくて、筋ごとに一名の場合もあった。

大分郡筋代

高松村庄屋 七郎右衛門

同断

原村庄屋 茂太郎

速見郡南組筋代

濱脇村庄屋 八郎右衛門

同断

立石村庄屋 作兵衛

同郡北組筋代

小坂村庄屋 曾右衛門

同断

小浦村庄屋 和喜弾之丞

同郡杵築筋代

真那井村庄屋 仙 助

同郡由布院筋代

天間村庄屋 寿一郎

同断

内徳野村庄屋 権 六

役所では執務のうち地方に関するものは、庄屋たちの協力を得て執り行った。役所は村々から「願書」や「訴状」が届くと寄会所詰の年番庄屋たちの合議に任せて解決させた。また、役所からの「触書」などの通達は寄会所詰庄屋から筋代庄屋に届けられ村々の庄屋に廻された。このようなことから庄屋たちは村の枠を越えて協力して政治にかかわることが多く、自然と自治意識や連帯感が育ったと言われている。

多重支配の村人

御預所の農民は幕府の領民であり、同時に島原藩主松平主殿頭の支配下にあった。従って農民は特殊な立場に置かれた。

天保九年(一八三八)三月に江戸城西丸が焼失した時は、幕府領民として「御造宮献上納金」を命じられ、速見・

大分二郡のから五百両余の上納金が高松役所を経て献上された。また、島原藩奉行の統治下にあつても、本来は幕府領であるから日田役所の役人や幕府の役人が出郷で村内を通行するときは、道の掃除、宿舎や休憩所の賄い、道案内や荷物の運搬などの使役に駆り出され、余分の負担が課せられた。

いっぽう、天保十一年、島原藩主松平忠候（なだむね）の重病が知らされると、筋代庄屋はうち揃つて高松役所に病氣伺いに出向いた。四月に逝去すると「郡中慎（つしまかた） 方日数五十日物静かに致し、日数十日は鳴物音曲停止・普請三日差止、庄屋は日数廿日断月代（さるげ）（前頭部を剃らない）」の触れがあり、百姓は残らず庄屋宅にお悔やみ伺つた。

翌天保十二年、將軍徳川家斉（いえなり）が逝去の報が届くと、役人が村々を廻つて「鳴物音曲三十日・普請十四日の停止、漁労は三日間の停止」を触れ回つたと言う。御預所の農民は、將軍や預所大名双方の喪にも服さねばならなかつた。

祝儀の場合も庄屋達が打ち揃つて役所までお喜びの挨拶に出向いた。熊本藩に預所が替わつた後のことではあ

るが、細川（よしの）喜延が藩主になると、名前に「喜」の字のつく者は遠慮させられ、南鉄輪村では庄屋に呼び出された喜藤次、喜太郎、喜市、喜三次は、それぞれ重右衛門、早太郎、金作、惣次と改名させられた。

御預所の年貢米は、江戸浅草の蔵所に直接送られた。年貢の輸送には庄屋一人が納め庄屋として、別に農民の一人が上乘役として同船して、航海中の一切の責任を持つ大役を命じられた。

農民は年貢（米）小物成（雑税）のほかに幕府に対して、蔵前入用（てんまごじ）・伝馬宿入用米・六尺給米の高掛三役という付加税を取られ、預役所の経費として高に応じて口米を納めたことは前に述べた。

慶応四年一月（大政奉還が行われた翌年）、朝廷の領民になつた四郡の農民は、熊本藩が四郡御預所を引き継いでいたにも関わらず、大宮御所の造営費の拠出を命じられて余儀なく百三十九両余の献金をさせられた。

島原藩預所後期

預大名島原藩の統治は極めて寛大で預所の農民は、善

行の褒賞や窮民へ救済、災害や凶作の助成や手当、川普請や田普請の工事費の貸付などさまざまな援助を受けた。熊本藩に預所替えになるとき、島原藩は農民の借金をすべて棒引きにしたといわれる。

幕府領では武家の役人が農民に直接顔を見せるのは、年貢割付や年貢の徴収、宗門改くらいできわめて稀であったと言われる。従って治安はやや不安定であったが、反面私領の農民達にはない自由な空気があった。

島原藩預所になってから別府や濱脇の温泉場は賑やかになった。特に文化・文政の頃からは、湯治人が大勢やって来るようになった。その有様は、別府村の庄屋職が掘家から高倉家に交代するに際し書付に、「別府村の義、他所人多く入込み候の場所に付、庄屋これなくしては宜からず」と特記されている。また、熊本藩の藩士野田平右衛門は廻在記に「別府・濱脇両村は、旅船日夜出入りの湊にて商家多くこれあり、湯所数ヶ所これあり、悪者入込みあるいは盗賊の巢など唱え候所柄」と報告している。

いっぽう、田能村竹田は「黄築紀行」に朝見川畔の賑

わいを南京に近い揚子江兩岸の歓楽街「秦淮しんわい」になぞらえ「小秦淮」といい、広瀬淡窓が流川にあった青楼せいろうを詠った「楼上雑歌歌」の詩の様に情緒のある温泉場でもあった。

一般に幕府領の年貢は私領に比べて低率であったと言われる。横灘では幕府の専売品である明礬しちとうのほかに七島ななとう筵むしろや生姜しょうがなどの売買も盛んで、関西と交易をする萩屋たばやのような豪農もあらわれた。

また、横灘の庄屋について野田平右衛門の廻在記に、「…右庄屋の内には杵築（三浦梅園）・日出（帆足万里）或いは日田表（咸宜園）へ幼年の時より学文初め諸稽古に罷り出で候に付、相応の弁別仕り、文筆など達者に致し□高よかの者ものこれあり、不遜申し立て候者これあるよし…」（編者）

と書かれている。三浦梅園や帆足万里・広瀬淡窓・毛利空桑に大義名分論を学んだ教養の高い庄屋たちが多く、なかなか一筋縄では行かぬであろうと判断している。倒幕派の長三州ちゆうざんしゅうが潜伏できたのも彼らの庇護ひごがあったからであり、長州の井上馨公いのうえかざる（聞多）は「他所人」が自由

に入り込める土地柄を潜伏の地に選んだのであろう。

長三州をかくまって長州に脱出させた亀川村庄屋の高橋萬之進は縛吏に捕らえられて日田永山布政所の牢獄に繋がれたが、維新後は拔擢されて日田県の大属に取り立てられた。

五、熊本藩御預所替

嘉永六年にペリーが来航して以来、開国、尊攘・倒幕運動と世の中は激しく揺れ動いた。

慶応二年（一八六六）、第二次征長戦争で各方面の幕府軍は大敗した。下関口では長州軍の猛攻に屈した小倉藩兵は城を焼いて日田に敗走した。幕府領警備の手薄に不安を感じた西国筋郡代の窪田治部右衛門は日田を脱出し熊本を経て京都におもむき、九州の幕府領を熊本・久留米・島原・延岡の四藩に預けるように上申した。

窪田の上申の結果、慶応三年一月島原藩預所の速見・大分二郡は、日田役所直轄の直入・国東二郡とともに、「土地人民取扱筋など何事によらず私領同様に」の条件で熊本藩に預所替えになった。

慶応三年二月二日、熊本藩の郡奉行が島原藩の役人と交代して高松役所を政庁にして詰めるようになった。同年五月、熊本藩は預所四郡（二万一千石）の警衛の中心地に別府村を選び、緊迫した中で海門寺に三名の物頭と六〇人の足軽鉄砲隊を送り込んだ。ついで濱脇村の崇福寺に本陣が、長覚寺に熊本藩兵の駐屯所が置かれた。

幕府勘定奉行は幕府領の農民から長州戦争費用として「御進発御用途金」を徴収した。別府村の組頭萩屋荒金市郎（市郎兵衛）は多額の御用途金を献上し、その功により一代苗字帯刀を許されて、濱脇村庄屋に取り立てられた。

慶応三年十月十五日、ついに大政奉還が行われ江戸幕府が倒れた。四郡の警衛は熊本藩が暫く引き継ぐことになった。はからずも翌年正月の御許山騒動が起り、その残党刈りで崇福寺本陣が初仕事をするようになった。

（御許山騒動・史誌十一号参照）

村々の高札は高松役所の手で御一新の条目に書きかえられた高札に立替えられた。

六、日田県の誕生

九州の旧幕府領は明治元年(慶応四年・一八六八)、長崎裁判所の管轄になった。新政府は政体書(せいたいしょ)を発表して全国を藩・府・県に分け、旧日田代官所管轄の大名預所に日田県が誕生して、初代知県事(ちよだいちけんじ)に任命された松方助左衛門正義(まさよし)が日田に着任した。高松役所の支配下にあった四郡は、同年十月に熊本藩から預所の引渡しが終わわり、新政府直轄の日田県に加わった。高松役所は朝見村の八幡宮付近に移転して日田県別府出張所となった。

熊本藩藩兵の引きあげによって防衛が手薄になった日田県は郷兵制(ごうへいせい)を採用して、村々の壮年から兵隊を募(も)った。別府からも南石垣村の屋田欣之進(おきんしん)はじめ五十名が郷兵になって、西法寺を本営にして「正義隊(せいぎたい)」を結成し洋式訓練に励んだ。朝見の日田県別府出張所には正義隊士五名が常時詰めて警備にあたった。

知県事松方正義は、地域の産業の発達・促進させるために、別府生産会所を設立した。別府生産会所では高額面の太政官札(たいていこうせん)を流通させるために、所内に別府両替所を設けて小額の紙幣に替えて発行して融資しやすくした。

早速、別府村の有志は太政官札一万四〇〇〇両の貸付を受けて別府港築港の工事を行った。

明治三年、日田県支配下の庄内から起こった一揆(いげき)が日田県別府出張所を襲(むさ)う事件もあった。

そして明治四年、廃藩置県(はいはんちけん)により日田県が廃止されて豊後の一國にわたるが大分県が生まれた。

明治五年十月、別府市域は次の第二大区一三―一六小区の行政区画に分けられた。

一三小区 内竈門 小浦 小坂 古市 亀川 平田

一四小区 三石垣 南北鉄輪 野田 北中 原中

一五小区 立石 朝見 別府 濱脇

一六小区 東畑 椿 捍山 山野口 天間(塚原) 若杉

山石原 並柳 南北温湯 南北乙丸 石松 山崎

御一新以降については項を「別府の明治時代」に改めて記したい。

参考文献

別府市誌 昭和八年・昭和六十年版

大分県史 大分県の歴史 豊後国志

天領横灘地方村方史料上下